

標題 : 大都市共闘が公務員部長交渉を実施 -2022年12月12日
発信番号 : 自治労情報2022第0215号
発信日付 : 2022年12月21日
宛先(団体) :
宛先 : 関係県本部委員長様, 関係単組委員長様, 各大都市共闘幹事様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

自治労大都市共闘は2022年12月12日(月)、総務省公務員部長交渉を行った。総務省からは大沢公務員部長らが、自治労からは藤森副委員長、林強化拡大局長(大都市共闘事務局局長)ほか、大都市共闘からは金子議長、藤本副議長が出席した。金子議長が要請書を手交して、地方分権の推進に対応した税財政制度の改革や地方公務員の給与、長時間労働の是正など重点項目4点について要請し、大沢公務員部長らから下記の通り回答を受けた。

なお要請書は別添の通り。

1. (5)
 - 地方の一般財源総額については、「骨太の方針」において、令和4年度から6年度までの3年間、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとされている。
 - 令和5年度の地方財政対策に向けて、社会保障関係費の増加が見込まれる中で、地方自治体が、デジタル変革への対応など様々な行政課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「骨太の方針2022」などを踏まえ、一般財源総額をしっかりと確保してまいる。
 - 特に、地方交付税総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行抑制に努めてまいる。
 - 地方交付税の算定においては、大都市特有の財政需要についても、制度改正の内容や大都市の決算等を踏まえ、毎年度の算定に反映するよう努めているところであり、今後とも、大都市を含めた各地方自治体のご意見等も踏まえながら、適切な算定に努めてまいる。
2. (1)
 - 地方公務員の給与については、地方公務員法の趣旨に沿って、国や他の地方公共団体の職員や民間事業の従事者の給与等を踏まえ、条例で定められるもの。
 - 各地方公共団体においては、国民・住民の理解と納得を得られるよう、情報公開を徹底することなどの取組を進めながら、適切に給与を決定することが肝要である。
 - このため、総務省としても、引き続き必要な助言を行っていく所存。
 - 技能労務職員等の給与については、一般行政職と異なり、人事委員会勧告の対象とはならず、労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、その決定に当たっては、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることが法律上求められている。
 - また、過去には、技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があったところ。
 - 各地方公共団体においては、給与に関する情報の開示を進めながら、住民の理解と納得が得られる適正な給与とすることが重要と考えている
2. (2)
 - 加齢困難職種における働き方については、「地方公務員の定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会」の報告書及び「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会」の報告書において、
 - ・ 高齢期職員に期待される役割とその役割を果たすための人事配置
 - ・ 高齢期職員の活躍促進のための取組・工夫
 - ・ 現場業務での高齢期職員の活躍維持に向けた取組について留意点を取りまとめたほか、現行の再任用制度における好事例等を掲載し、それぞれ令和4年3月と11月に各団体に周知している。
 - 定年引上げ後の60歳超の給与水準については、国家公務員において、当分の間、60歳前の俸給月額7割水準に設定することとされており、地方公務員の給料月額についても、国家公務員の取扱いに準じて必要な措置を講じていただきたい。

○ 定年引上げ期間に定年退職する職員が再任用を希望する場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、原則として常時勤務を要する職に再任用する旨、令和4年3月に通知している。

○ これらのことについて、総務省としても、引き続き必要な助言を行ってまいりたい。

2. (3)

○ 労働基準法別表第1に該当する事業場における36協定の締結は時間外勤務を命ずる場合に必要手続きであり、監督機関の権限の下、各地方公共団体において適切に対応いただいているものと認識している。

○ 総務省としては、これまで働き方改革関連法における労働基準法の改正について、地方公共団体に対し通知を行い、適切に対応いただくよう助言してきたところ。

○ 引き続き、各種会議やヒアリングを通じて助言してまいりたい。

○ 労働基準法別表第1に該当しない事業場については、条例等によって労働時間の上限規制を設けるよう助言をしてきたところ。

○ また、公務員については、公務のため特に緊急に処理することを要する場合に、特例業務として上限時間を超えた時間外勤務を命ずることが可能な制度となっているものの、そのような状況であるからこそ、時間外勤務の上限規制や健康確保措置の制度を厳格に運用し、職員の健康を確保していくことが、極めて重要であると考えている。

○ 総務省としては、時間外勤務の要因の整理・分析・検証など制度の実効的な運用に当たっての留意点等について助言しているところであり、引き続き、実態を把握しながら、各自治体における取組がしっかりと行われるよう、必要な助言を行ってまいる。

○ 人事委員会が労働基準監督機関としての権限を適切に行使することは地方公共団体の長時間労働の是正に向けて重要であると考えている。

○ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日）においても、「地方公務員の勤務条件について、人事委員会等がその職権を有する事業に従事する職員に過重労働の疑いがある場合は人事委員会等による監督指導が適切に実施されるよう、総務省から人事委員会等に対し継続的な助言を行う」旨が明記されているところである。

○ これを踏まえ、これまで、通知や各種会議の場等において、労働基準監督機関としての役割の重要性や積極的な取組について助言を行ってきたところであり、引き続き必要な助言を行ってまいる。

2. (5)

○ 会計年度任用職員への勤勉手当については、制度開始時には今後の検討課題としていたところ。

○ 検討に当たっては、期末手当の定着状況や、国の非常勤職員に対する支給状況等も踏まえる必要があるが、制度創設に際し、地方公共団体と意見交換を行った経緯も考慮し、現在、地方公共団体のご意見を伺っているところ。

この回答を受けて、大都市共闘から以下の4点についてさらに意見・要望を述べ、総務省の対応を強く求めて交渉を締めくくった。

①地方制度調査会で分権とは異なる視点での都道府県、大都市のあり方について議論がされている。見解や如何。

②人口減少社会の中で、自治体経営や職員採用が厳しくなっている。将来をどう展望しているのか、見解を伺う。

③地域手当の多いところに職員が転職していく現状がある。地域手当のあり方について、実態も踏まえた見直しの検討を要請する。

④防衛費増額の議論の中で地方交付税への影響、削減とならないよう総務省の努力を要請する。

⑤人材確保、人材育成の観点から、会計年度任用職員の正規化にむけた制度の検討を要請する。

添付ファイル :
大都市共闘・2023総務省要請書(案)最終版 .docx
手交写真.JPG
全体写真①.JPG
全体写真②.JPG
全体写真③.JPG